

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和7年10月9日

四條畷市農業委員会議事録

令和7年10月9日(木)午後1時30分

四條畷市市民総合センター3階視聴覚室

1 本日の出席委員

会長	中西 久雄
委員	丸石 正、西川 一也、北田 澄子、土井 一憲、岡嶋 祐之、 久門 廣美、林 秀一、村上 治、西尾 秀文、片下 周司、 田中 邦明

2 本日の欠席委員

南野 靖博、小林 克重

3 本日の事務局職員

事務局長	渡邊 卓嗣
事務局長代理	森 大和
事務局主査	衣笠 航平

4 本日の議案

日程第1 [議案第85号] 農地法第3条の規定による許可申請の件

日程第2 [議案第86号] 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出処理報告の件

5 本日の資料 現地写真

議長 午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
欠席者は南野靖博委員、小林克重委員です。
本日の議事録署名者には、林 秀一委員と村上 治委員の
お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願ひ致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、
円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしく
お願ひします。

農地法第3条の規定による許可申請の件

議長	議案第85号につきまして、事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案朗読。詳細については担当より説明します。
事務局主査	それでは、ご説明いたします。
	農地法第3条とは農地を農地として使用するために、所有権を移転したり、農地を貸し借りする場合に必要な許可になり、この申請書が提出されると譲受人が適正に農地を管理できるかどうかを判断することになります。番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。
	南野6丁目605-5は、畷アサヒヶ丘保育園の北東付近で、現況はスクリーンのとおりです。
	譲受人は耕作面積1,108m ² 、耕作歴77年と農業経験は十分に有しております。なお、面積も少ないため、耕作は行わず、草刈り等による適正な保全を行います。譲渡人所有地にて住宅の開発を検討しており、法面の保全方法について話し合いを行った結果、譲受人が今後も耕作するにあたり、法面の管理も行うことに落ち着いたことから、所有権を移転するものです。
	なお、地区農業委員の土井委員ともご相談のうえ、現地調査は不要としました。
	事務局からの説明は以上でございます。
議長	ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
村上委員	8.8m ² はどこの部分か。
事務局主査	前方モニターご覧いただくと、水稻が見えるかと思います。その横の法面、赤い花が咲いている部分よりもさらに水稻よりの際の部分です。
林委員	ここ法面ではないのか。
事務局主査	法面です。今回は開発に伴う所有権移転となります。法面の部分まで開発の範囲となっています。今回の申請地も開発範囲となります。開発にあたり、現在の耕作に支障が出るため、この法面の際の部分を現在耕作行っている譲受人が買い取り、草刈り等管理を行う予定となります。
林委員	開発の残地みたいな感じになるのか
事務局主査	おっしゃるとおりです。そのため、耕作に支障が出ないように譲受人に買い取ってもらうこととなっています。
土井委員	この件については良いと思う。が、モニターで見える南側の部分がほったらかしになっているから、適正に草刈りする必要性について農業委員会から伝える必要があるのではないか。モニター左端にユンボが見えるかと思うが、あれで草刈りを行っている。
議長	いつも農地パトロールでいっているところか。
事務局主査	いつも農地パトロールで見ていただいているのは、まさに今回の3条許可申請の案件の申請地となります。土井委員がお示しいただいている場所は、令和5年度に農地転用の申請をもらっており、農地転用の手続きが完了している場所となります。厳密な話をさせていただくと、農地台帳から外している農地であります。当初資材置き場として活用するという話で申請を受けていたが、草刈り等の保全はなされていないのが現状となります。農地台帳から外れているため、農業委員会の管轄からは外れているため、地区の農業委員からお話をいただくのも少し担当外となってしまうのではないかと思われます。対応につきましては、担当部局等とも調整する必要があるかと思われます。

議長 他にございませんか。
全委員 なし。
議長 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第2 議案第86号

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出処理報告の件

議長 議案第86号につきまして、事務局より説明をお願いします。
事務局長 議案朗読。詳細については担当より説明します。
事務局主査 それでは、ご説明いたします。
農地法第4条の届出とは所有者自らが、田や畠を宅地や雑種地などに転用するときに必要な届出になり、この届出を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。
調整区域では大阪府の許可が必要になりますが、今回は市街化区域のため、許可ではなく、農業委員会への届出になります。
番号1の場所については、位置図No2をご覧ください。
大字岡山122-8は忍ヶ丘ゴルフセンターの北西側付近です。現況は、スクリーンのとおりで、転用目的は住宅の建築となっております。
なお、地区農業委員の林委員ともご相談のうえ、現地調査を不要としましたので、4条の届出を受理いたしました。
事務局からの説明は以上でございます。
議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はございませんか。
土井委員 写真見る限りではもっと大きな土地に見えますね。
林委員 今草刈ってる部分が180m²弱ぐらいになるかと思う。
土井委員 もっとあるように見えますよね。
林委員 西側の部分は所有者別の方となります。境界がどこになってるかまではわからないが、草刈ってる部分は179m²ほどになると思う。
事務局主査 写真の写り方もあるかと思います。実際の現地はもっと細長い形になっています。草刈ってる部分がベースになります。
林委員 草刈ってる部分は余分に刈ってるんちゃうかな。
事務局主査 林委員お示しのとおり、草刈りは宅地造成のため少し余裕をもって草刈りを行っているものと思われます。左側は畠で、耕作をしています。
議長 左側は畠やってるんやね。
事務局主査 お示しのとおりです。
議長 他に質問はございますか。
全委員 なし。
議長 ないようですので、この件については委員会報告と致します。
議長 以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会はこれをもちまして閉会とします。

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 議 長

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 書 記